

記入要領

一、申請者欄は、自動車の使用者となる方の住民票又は印鑑証明の住所・氏名を記載してください。
二、連絡先は、下欄へ警察から質問する場合に直ちに答えられる方の氏名、電話番号を記載してください。
三、証明交付後の訂正はできませんので、申請内容を十分確認した後、提出してください。

自動車保管場所証明申請書

| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ |
|----|----|------|---------------------------------------|
| | | | 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル |

自動車の使用の本拠の位置

自動車の保管場所の位置

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

令和 年 月 日

警察署長 殿 干 ()

住所

申請者 (フリガナ) 電話

氏名

第 号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

令和 年 月 日

警察署長 印

| | | | | |
|-------|-------|------------|---------|-----|
| 前車の処分 | 廃棄・譲渡 | 自己単独所有・その他 | 自動車登録番号 | 連絡先 |
|-------|-------|------------|---------|-----|

軽自動車はこの用紙では手続きできません

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|----------|--|---------|--|--------|--|---|--|--------|--|--------|-------------|
| 署 長 | | 副次 署長 | | 管理 官 | | 課 長 | | 係 | | 担 当 | | 処 分 | 証 明 可 |
|--------|--|----------|--|---------|--|--------|--|---|--|--------|--|--------|-------------|

| 自動車保管場所証明申請書 | | | |
|--|----|-----------------|---------------------------------------|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ |
| | | | 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | | |
| 自動車の保管場所の位置 | | | |
| 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 | | | |
| 令和 年 月 日 | | | |
| 警察署長 殿 | | 〒 () 住所 | |
| 申請者 | | (フリガナ) 電話 氏名 | |
| 第 号 | | | |
| 自動車保管場所証明書 | | | |
| 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 | | | |
| 令和 年 月 日 | | | |
| 警察署長 | | | |

収入証
紙貼付

| | | | | |
|-------|-------|------------|---------|-----|
| 前車の処分 | 廃棄・譲渡 | 自己単独所有・その他 | 自動車登録番号 | 連絡先 |
|-------|-------|------------|---------|-----|

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。